



服部社会保険労務士事務所 / 労働保険事務組合服部労務管理センター / 服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/ hattori/



平成21年12月号

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

重点は労働時間(厚生労働省)

長時間労働・サービス残業

厚生労働省は、11月を、「労働時間適正化キャンペーン」期間として決めました。

目的は、

長時間労働の解消

サービス残業の是正 等

重点事項としては、

時間外労働協定の適正化等による時間外・

休日労働の削減

長時間労働者への医師による面接指導等の

体制の整備

労働時間の適正な把握の徹底

取組みの背景

この取組みの背景には、平成20年度の各調査において明らかになった次のことがあります。

- (1) 週労働時間 60 時間以上の労働者の割合が 10.0%、子育て世代に当たる 30 歳代男性では約 20%と長時間労働の実態がみられること。
- (2) 過労死等の事案である脳血管疾患および虚血性心疾患等で労災認定された件数が 377 件と、過重労働による健康障害が多発していること。
- (3) 全国の労働基準監督署の指導により、不払いであった割増賃金が支払われた事案のうち、1企業当たり 100 万円以上の支払いがなされた企業数は 1,553 企業、対象労働者は 18 万 730 人、支払われた割増賃金の合計は 196 億 1,351 万円となっており、是正指導事案が多くみられること。

就業規則・時間外休日協定・賃金規程の

整備の重要性

会社の必要と考える事項は記載されているか

記載事項と実態が乖離していないか

法改正に対応しているか

労働者の適用範囲を明確に区分しているか

インターネット等の文章をそのまま採用していないか

時間外休日協定を締結しているか

予想されるトラブルを想定した防止規程があるか 等

「雇用支援ワンストップサービス」 ハローワークで実施

どのようなサービスか？

この「雇用支援ワンストップサービス」は、ハローワークにおいて「職業の紹介」や「生活資金の貸付け」、「住宅手当の支給」、「就業の支援」(働きながら介護資格を取得できるようにする)などの複数の手続きについて、失業者が一括して行うことのできるサービスです。

これまでは、これらの複数の手続きを別々のところに申請しなければなりませんでした。ハローワークの職員、自治体(福祉関係)の職員、社会福祉協議会の職員などが一体となって、失業者等に対して雇用を支援するためのサービスを行います。

継続の実施を

まずは都市部(東京都、愛知県、大阪府など)のハローワークにおいて試験的に実施され、年内は12月29日・30日も開庁することです。そして、利用状況をみながら、年末年始にかけて実施都市、実施日を増やしていくことが検討されています。

最近では完全失業率に若干の改善がみられますが、9月に厚生労働省から発表された「非正規労働者の雇い止め等の状況」によれば、2008年10月～2009年12月までに実施済み(または実施予定)の非正規労働者の雇い止め等は、全国4,127事業所で計23万8,752人となるなど、まだまだ厳しい雇用環境が続いています。

このワンストップサービスは、一時的なものではなく、継続的に実施してこそ意味があると思います。

高齢者賃金管理研修会開催のお知らせ

鳥取労働局 / 鳥取県高齢・障害者雇用促進協会

日時 12月8日(火) 午後1時半～3時半

会場 大和会館(米子市東福原)

内容 60歳からの最適賃金設計と
公的給付について
トラブルに強い労務管理

参加ご希望の方は

当事務所までご連絡ください